

高齢者福祉

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加や、要介護高齢者を支える家族の状況の変化などの社会的な背景から、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度が施行されてから、今年で18年が経過します。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスの基盤整備のほか、介護予防の推進や生きがいつくりの促進、生活環境の整備など、様々な高齢者施策に総合的に取り組んでいます。

1 高齢者の状況

(1) 65歳以上の人口

（平成30年3月31日現在 単位：人）

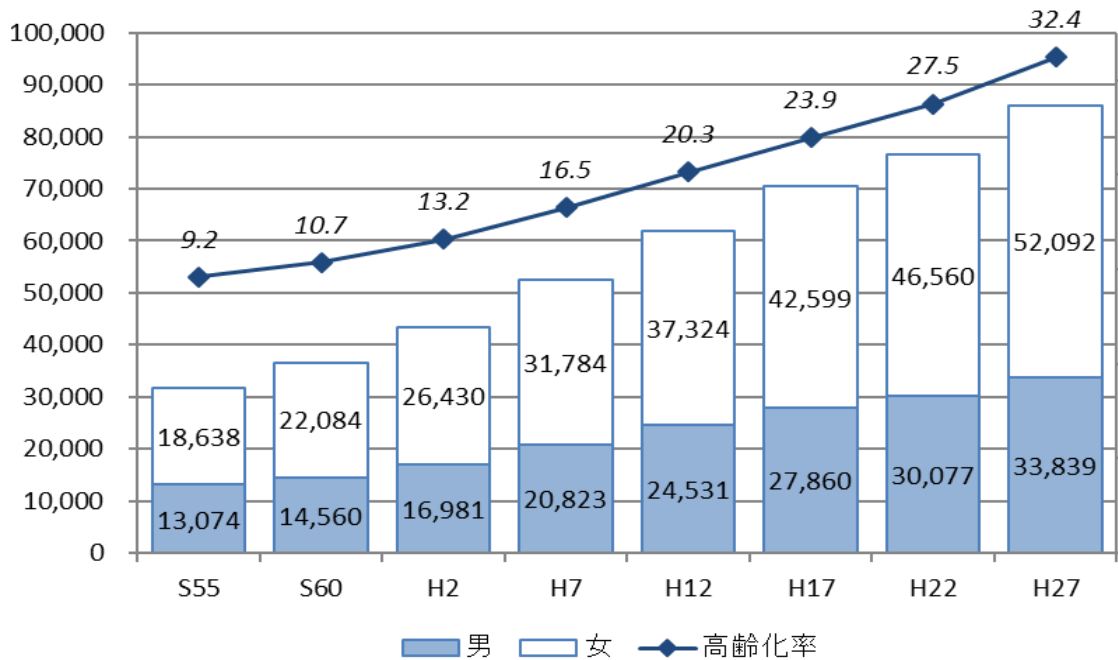
区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計	総人口 に占める割合 (%)
男	11,242	8,452	6,529	5,115	2,807	972	174	15	35,306	29.9
女	13,527	11,172	9,946	8,756	6,299	3,121	888	141	53,850	37.9
合計	24,769	19,624	16,475	13,871	9,106	4,093	1,062	156	89,156	34.3

65歳以上の人口割合

(単位：人，%)

年	函館市の人口				高齢化率		
		うち65歳以上			函館市	北海道	国
		男	女				
昭和55	345,165	31,712	13,074	18,638	9.2	8.1	9.1
60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0
27	265,979	85,931	33,839	52,092	32.4	29.1	26.6

※ 国勢調査（昭和55年～平成12年は旧町村分を合算）



(2) ひとり暮らしの高齢者

(平成27年国勢調査 単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男	1,739	1,211	897	627	589	5,063
女	3,029	3,119	3,266	3,128	2,543	15,085
計	4,768	4,330	4,163	3,755	3,132	20,148

2 第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画（2018年3月策定）

(1) 計画策定にあたって

ア 計画策定の背景

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保を目的とする「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法が改正されたことから、自立支援・重度化防止の取組や、医療・介護の連携などを推進し、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を見据えた計画としています。

イ 法令などの根拠

高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。

ウ 計画の策定に向けた取組および体制

以下の取組などを通じて本計画を策定しています。

- (ア) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催
- (イ) 市民への情報公開
- (ウ) 各種調査の実施
 - ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ・ 在宅介護実態調査
 - ・ 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査
 - ・ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

エ 計画期間

2018年度～2020年度（3年間）

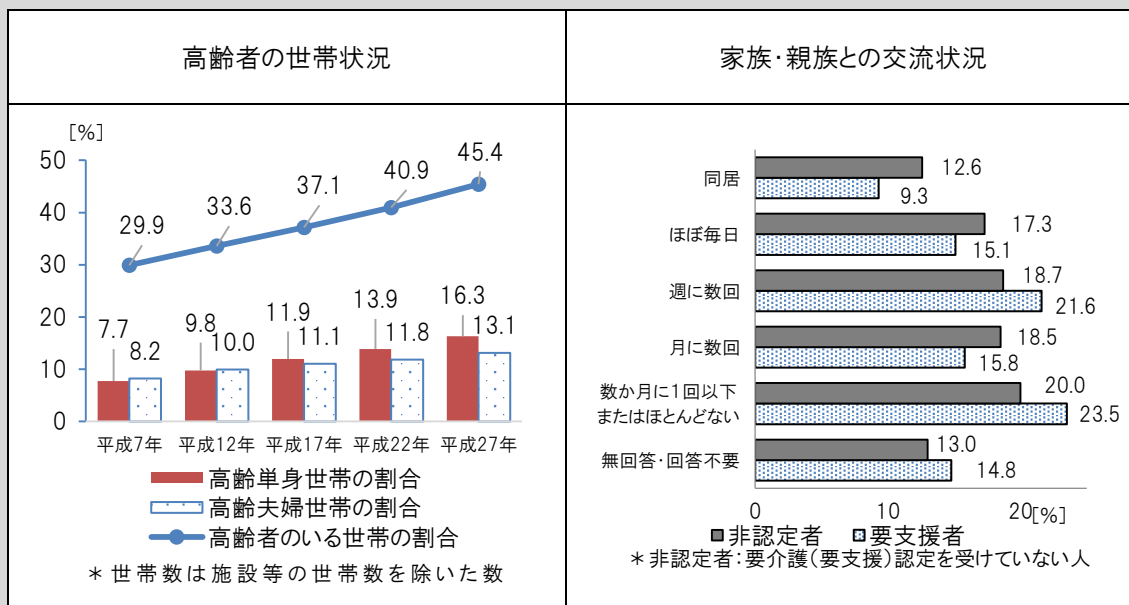
オ 他計画との整合

国の基本指針に則し、北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画および医療計画との整合や、第3次函館市地域福祉計画や第5期函館市障がい福祉計画、他の高齢者に関する事項を定める各種計画との調和を図りました。

(2) 本市における高齢者の現状と課題

< 現状 1 >

少子高齢化の進行に伴い、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が上昇傾向にあるほか、家族・親族との交流の機会が少ない高齢者が多い。

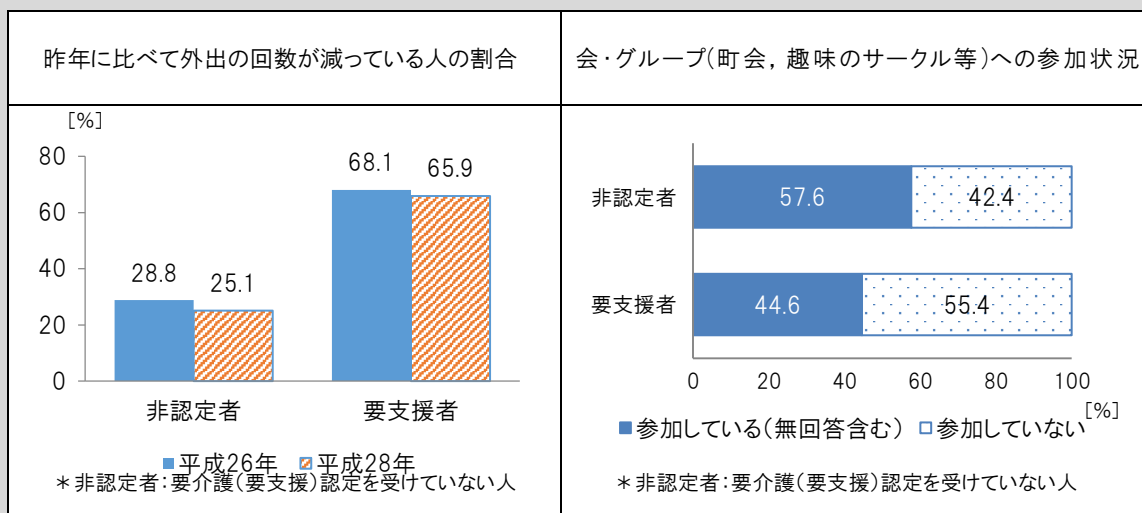


< 課題 1 >

地域住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしく活躍し、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現と多様な主体による支援体制の構築

< 現状 2 >

昨年に比べて、外出の回数が減っている高齢者や、会・グループ（町会、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多い。



< 課題 2 >

地域社会の担い手として期待される高齢者の健康の維持増進・社会参加の促進と、それに資する環境づくり

＜ 現 状 3 ＞

要介護(要支援)認定率が全国や北海道と比べて高く、サービス提供体制の確保が求められているが、各事業所では訪問介護員や介護職員が不足していると感じている。

認定率の状況	[%]				
	区分	函館市	北海道	全国	中核市平均
	平成26年度	22.0	19.3	17.9	18.4
	平成27年度	22.1	19.4	17.9	18.4
	平成28年度	22.2	19.5	18.0	18.5

介護人材の状況	[%]					
	区分	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰
	事業所全体	9.8	22.9	26.7	40.1	0.5
	訪問介護員(サービス提供責任者含む)	20.0	44.3	25.7	10.0	0.0
	介護職員	14.6	24.4	27.7	32.9	0.5
	看護職員	2.3	9.3	16.2	71.7	0.6
	生活相談員(支援相談員)	1.5	2.9	12.5	80.9	2.2
	介護支援専門員(ケアマネジャー)	1.1	5.0	10.0	82.2	1.7
	理学・作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員等	4.4	1.1	13.3	81.1	0.0
	栄養士	0.0	1.7	6.8	89.8	1.7

* 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

＜ 課 題 3 ＞

要介護(要支援)認定率の上昇に伴い必要となる介護人材の確保と育成、サービスの質の向上、サービス提供基盤の充実などによる、安定した介護保険制度の構築

(3) 計画の基本的な考え方

ア 計画の基本理念と基本目標

市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、平成6年12月10日に宣言した「いきいき長寿都市」の趣旨を本計画の基本理念としています。

【 基本理念 ～いきいき長寿都市宣言～ 】

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題等を踏まえ、以下の3つの基本方針を掲げ、高齢者保健福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

■基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を推進し、思いやりにあふれ、安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

■基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

高齢者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、生活環境等の整備を進めます。

■基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供基盤の充実と適正な運営の確保を図ります。

イ 施策の体系

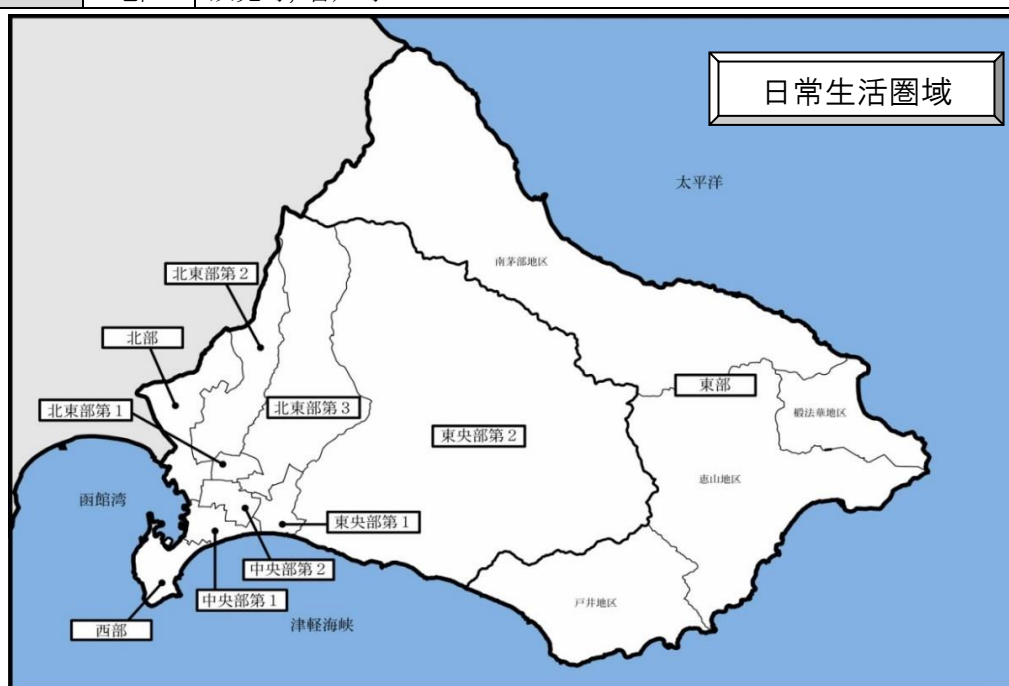
基本理念	基本方針	基本施策	
		施策目標	個別施策
いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして	I 地域の 支え合いの 推進	1 共に支え合う地域づくりの推進	
		<ul style="list-style-type: none"> 多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします 支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います 	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待防止の推進 (5) 地域における見守り活動の推進 (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (7) 高齢者在宅福祉サービスの充実 (8) 福祉コミュニティエリアの推進
		2 在宅医療・介護連携の推進	
		<ul style="list-style-type: none"> 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します 	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
	3 認知症高齢者等への支援の充実		
		<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます 	(1) 知識の普及と理解の促進 (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化 (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進 (4) 成年後見制度の利用促進
	II 自立した生活を送ることができる環境の整備	4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます 	(1) 介護予防の普及・啓発 (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援 (3) 地域リハビリテーションの推進 (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
5 主体的な社会参加の促進			
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます 	(1) 支え合い活動への参加支援 (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進 (3) 就業機会の拡大	
6 暮らしやすいまちづくりの推進			
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます 	(1) 市民協働の推進 (2) 安心・安全な生活の確保 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者向け住まいの充実	
III 安定した介護保険制度の構築	7 介護保険サービスの充実		
	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します 	(1) 施設・居住系サービス基盤の整備 (2) 介護給付等対象サービスの利用見込み (3) 介護保険料	
8 介護保険制度の円滑な運営			
	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します 	(1) 情報発信の充実 (2) 人材の確保および資質の向上 (3) 事業者への支援・指導体制の充実 (4) 低所得者向け施策の実施 (5) 介護認定の公平性・公正性の確保 (6) 介護給付適正化計画の推進	

ウ 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は10圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを設置するほか、東部圏域にはランチ1か所を設置し、高齢者への総合的な支援を行うなど、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進します。

<日常生活圏域の町名>

圏域	町名
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目～3丁目, 花園町, 日吉町1丁目～4丁目
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目～3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部第1	富岡町1丁目～3丁目, 中道1丁目・2丁目, 鍛冶1丁目・2丁目
北東部第2	美原1丁目～5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目～3丁目, 石川町, 昭和1丁目～4丁目
北東部第3	山の手1丁目～3丁目, 本通1丁目～4丁目, 陣川町, 陣川1丁目・2丁目, 神山町, 神山1丁目～3丁目, 東山町, 東山1丁目～3丁目, 水元町, 亀田大森町
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目～3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目～5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町
東部	戸井地区 小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大瀬町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	榎法華地区 恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 白尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町



(4) 施策の展開

■基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進	
施策の方向性	住み慣れた地域で、高齢期の生活をその人らしく豊かに安心して営むことができるよう、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や町会等の地域の多様な支援者と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、共に支え合う地域づくりに取り組むとともに、増加している困難事例に対し、早期に必要な支援を行うことで、問題の深刻化を防ぎ、高齢者虐待防止に努めます。
施策の目標	多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします 支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います
主な取組	○地域包括支援センターの機能強化 ○地域ケア会議の開催 ○生活支援体制整備事業 ○高齢者虐待防止ネットワークの構築 ○高齢者見守りネットワーク事業 ○家族介護者交流事業・男性家族介護者交流事業 ○福祉コミュニティエリアの整備 ○ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 など

基本施策2 在宅医療・介護連携の推進	
施策の方向性	高齢者は加齢に伴い、疾病にかかりやすいなどの特徴があり、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。 このような高齢者に対し、様々な局面で包括的かつ継続的な医療と介護を提供するため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します。
施策の目標	切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します
主な取組	○医療・介護連携支援センター運営委員会の設置 ○関係市町との連携 ○医療・介護関係者の情報共有の支援 ○在宅医療・介護連携に関する相談支援 ○医療・介護関係者の研修 ○切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築 など

基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実	
施策の方向性	認知症の人やその家族が孤立せず、地域の支え合いのなかで生活することができるよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発や支援体制の強化に取り組めます。
施策の目標	認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます
主な取組	○認知症ケアパスの普及 ○軽度認知障害スクリーニングテストの実施 ○認知症サポーター養成事業 ○認知症カフェの地域展開 ○認知症初期集中支援チームの配置 ○成年後見センターの設置・運営 など

■基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
施策の方向性	高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、今後も自立した生活を営むことができるように、身近な地域で介護予防や健康づくりに取り組める多様な機会・場を確保し、住民主体の介護予防活動の取組を支援します。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）や運動指導・リハビリテーション等の専門職と連携し、高齢者の自立支援に向けた取組を進めます。
施策の目標	高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の普及・啓発 ○介護予防体操リーダーの養成 ○通いの場の運営支援 ○心身の健康の増進 ○介護予防教室 ○地域型介護予防体操教室 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ○感染症の予防 など

基本施策5 主体的な社会参加の促進	
施策の方向性	高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持しながら、いつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、活動の機会・場を提供し、主体的な社会参加を促進します。
施策の目標	高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援ボランティアポイント事業 ○生涯学習の充実・促進 ○就業支援の実施 など ○くらしのサポーター養成事業 ○スポーツ活動の推進

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進	
施策の方向性	あらゆる主体が互いに連携したまちづくりを進めるとともに、高齢者が暮らしやすい生活環境の整備を図ります。
施策の目標	高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動・町会活動への支援 ○消費者・防犯意識の啓発 ○公共交通の利便性の向上 ○住宅改修等への支援 など ○交通安全対策の強化 ○防火・防災対策の強化 ○高齢者向け住宅の供給確保

■基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

基本施策7 介護保険サービスの充実										
施策の方向性	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくため、介護や支援が必要になった高齢者に対し、必要なサービスを提供できるよう、在宅サービスの充実や、施設・居住系サービスの計画的な整備を図ります。									
施策の目標	介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します									
主な取組	○居宅サービス ○地域密着型サービス ○施設サービス ○介護予防・生活支援サービス など ※介護保険料基準額 … 75,120円（月額6,260円） ※施設・居住系サービス基盤の見込									
	区分		第6期計画 2015～2017年度				第7期計画 2018～2020年度		2020年度末 見込み	
			整備実績		2017年度末 見込み		2020年度			
			か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
	介護保険施設(施設サービス)		1	100	31	2,669	0	0	31	2,669
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		1	100	17	1,351	0	0	17	1,351
	介護老人保健施設		0	0	9	1,084	0	0	9	1,084
	介護医療院		—	—	—	—	0	0	0	0
	介護療養型医療施設		0	0	5	234	0	0	5	234
	地域密着型サービス		9	228	68	1,451	1	29	69	1,480
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		3	87	5	136	1	29	6	165	
認知症対応型共同生活介護		3	54	48	880	0	0	48	880	
地域密着型特定施設入居者生活介護		3	87	15	435	0	0	15	435	
居宅サービス		1	18	14	892	0	0	14	892	
特定施設入居者生活介護		1	18	14	892	0	0	14	892	
施設・居住系サービス 合計		11	346	113	5,012	1	29	114	5,041	

基本施策8 介護保険制度の円滑な運営									
施策の方向性	介護保険制度は被保険者の保険料負担により運営をする社会保険制度ですが、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性を確保するとともに、介護給付等費用の適正化などを進め円滑な運営を図ります。								
施策の目標	介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します								
主な取組	○制度の周知・啓発 ○介護職員の人材確保 ○事業者への指導・監査 ○介護保険料の軽減・減免 ○介護給付適正化計画の推進								
	〔 要介護認定の適正化, ケアプランの点検, 住宅改修等の点検, 縦覧点検・医療情報との突合, 介護給付費通知 〕 など								

(5) 計画の推進に向けて

ア 相談体制・情報提供

地域包括支援センターや市役所の高齢者・介護総合相談窓口、福祉サービス苦情処理制度などの窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めるとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて、パンフレットやホームページなどを通じて広く周知を図ります。

イ 関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生委員・児童委員、町会などとのネットワークを充実するとともに、社会福祉協議会等との連携を図ります。

ウ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに、施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行い、函館市高齢者計画策定推進委員会などから意見をいただき、次期計画に反映させます。また、協議経過等について本市のホームページを通じて公表します。

<成果指標>

関連基本施策			
指標		目標値	現状値
基本施策 1 共に支え合う地域づくりの推進			
指標1	家族・親族以外に関わりがあまりない人の割合	7.5%未満 [2019年]	7.5% [2016年]
指標2	地域ケア会議への参加者数	1,454人超 [2020年度]	1,454人 [2016年度]
指標3	地域包括支援センターの相談・対応件数	17,876件超(延べ) [2020年度]	17,876件(延べ) [2016年度]
指標4	養護者による高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合	35.1%未満 [2020年度]	35.1% [2016年度]
基本施策 2 在宅医療・介護連携の推進			
指標5	多職種連携研修参加機関数	361機関超 [2020年度]	361機関 [2016年度]
基本施策 3 認知症高齢者等への支援の充実			
指標6	認知症地域支援推進員の人数	13人 [2020年度末]	3人 [2016年度末]
基本施策 4 介護予防・健康づくりによる自立の推進			
指標7	介護予防教室の参加者数	7,487人超(延べ) [2020年度]	7,487人(延べ) [2016年度]
指標8	新規の要介護2以下の認定者数の割合(高齢者数比)	2.9%未満 [2020年度]	2.9% [2016年度]
基本施策 5 主体的な社会参加の促進			
指標9	会・グループ(町会、趣味のサークル等)への参加割合	51.9%超 [2019年]	51.9% [2016年]
基本施策 8 介護保険制度の円滑な運営			
指標10	ケアプランの点検件数	100件 [2020年度]	6件 [2016年度]

3 介護保険

(1) 介護保険制度の概要

ア 制度の概要

制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること ・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること ・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと ・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと
運営主体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	<p>40歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 65歳以上の方 ・ 第2号被保険者 40歳～64歳の方
サービスの利用	<p>介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方 ・ 第2号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16疾病）により、介護や生活支援が必要な方
サービスの利用者負担	原則として、かかった費用の1割または2割もしくは3割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

イ 要介護認定の状況（平成30年度5月末現在）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	3,346	2,688	3,885	2,823	2,222	2,005	1,877	18,846
65歳以上 75歳未満	441	398	460	348	261	217	224	2,349
75歳以上	2,905	2,290	3,425	2,475	1,961	1,788	1,653	16,497
第2号被保険者	34	45	60	60	56	31	27	313
合計	3,380	2,733	3,945	2,883	2,278	2,036	1,904	19,159

(2) 介護保険サービス

ア 在宅サービス（平成 30 年 3 月末現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	86 (86)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	6 (6)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	21 (21)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	15 (13)
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴、食事、機能訓練等	52 (52)
通所リハビリテーション	老人保健施設、医療機関などでの機能訓練等	17 (17)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	31 (29)
短期入所療養介護	老人保健施設、医療機関などへの短期入所	10 (10)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	14 (14)
福祉用具貸与	車いす、ベッドなどの福祉用具の貸与	24 (24)
福祉用具購入費支給	入浴、排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度 10 万円)	23 (23)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給 (限度 20 万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等 (利用者負担なし)	115 (10)

※ 事業者数欄の () 内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 29 年度実績）

区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数	
		延利用回数	1 人当たり利用回数
在宅サービス利用者	116,285 人	9,690 人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1 人当たり利用回数
訪問介護	8,439 人	764,528 回	1.7 回/週
訪問入浴	511 人	16,256 回	0.6 回/週
訪問看護	1,515 人	80,022 回	1.0 回/週
訪問リハビリテーション	802 人	62,872 回	1.5 回/週
通所介護	9,151 人	461,755 回	1.0 回/週
通所リハビリテーション	2,256 人	121,892 回	1.0 回/週
短期入所	2,334 人	166,373 日	1.4 日/週
区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数	
特定施設入居者生活介護	9,248 人	771 人	

イ 地域密着型サービス（平成 30 年 3 月末現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	12(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	1(-)
地域密着型通所介護	デイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	35(35)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	5(4)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	19(19)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援2以上）	48力所(48) 98ユニット
複 合 型 サ ー ビ ス	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	5(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	15(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	5(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 29 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		延利用回数	1人当たり利用回数
サービス利用者	12,572人	1,048人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人当たり利用回数
定期巡回・随時対応型サービス	701人	15,424回	0.4回/週
夜間対応型訪問介護	0人	0回	0.1回/週
地域密着型通所介護	1,045人	61,944回	1.1回/週
認知症対応型通所介護	106人	11,232回	2.0回/週
小規模多機能型居宅介護	628人	113,944回	3.5回/週
複 合 型 サ ー ビ ス	111人	20,890回	3.6回/週

サービスの利用状況	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
認知症対応型共同生活介護	9,708人	809人
地域密着型特定施設入居者生活介護	4,413人	368人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,185人	99人

ウ 施設サービス（平成 30 年 3 月末現在）

区分	内容	施設数	定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な 方が入所する施設	17	1,351 人
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケ アが必要な方が入所する施設	9	1,084 人
介護療養型医療施設 （療養型病床群等）	長期の治療を必要とする方のために、介護 職員が手厚く配置された医療機関の病床	5	234 人

※ 施設サービスの利用は、要介護 1 以上の方です。

サービスの利用状況（平成 29 年度実績）

区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数
介護老人福祉施設	13,839 人	1,153 人
介護老人保健施設	10,875 人	906 人
介護療養型医療施設	2,296 人	191 人

(3) 利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則かかった費用の 1 割、また、65 歳以上の第 1 号被保険者であって、一定以上の所得がある方は 2 割、特に所得の高い方は 3 割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

ア 利用者負担軽減の状況（平成 29 年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 （障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定 率負担額が 0 円だった方の利用者負担を全額免除）	0 人	0 人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 （利用者負担額（1 割分）を 50%または 25%軽減 生活保護受給者の居住費を 100%軽減）	1,500 人	125 人
負担額限度額対象者 （施設入所者の食費・居住費の一部負担軽減）	26,479 人	3,521 人
特定負担額限度額対象者 （特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減）	132 人	11 人
高額介護（介護予防）サービス費支給対象者 （月額利用者負担の一定額以上を給付）	38,517 人	3,210 人

(4) 保険料

保険料は、65歳以上の方（第1号保険料）と40歳から64歳までの方（第2号保険料）では異なります。

ア 第1号保険料

第1号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて9段階に分けられており、基準額（第5段階の額）は月額6,260円となっています。

(7) 段階別の保険料（2018年度～2020年度）

区分	要件		算定式	月額保険料		
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯全員	基準額	2,818円		
第2段階			・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 ～120万円以下	×0.45		
第3段階				・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.75	4,695円
第4段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯の中に市民税	基準額	5,634円		
第5段階			・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	課税者が いる世帯	基準額 ×1.0	6,260円
第6段階	・本人の合計所得金額が120万円未満	本人が	基準額	7,512円		
第7段階			市民税	・本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額 ×1.2	8,138円
第8段階				・本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	課税	基準額 ×1.3
第9段階	・本人の合計所得金額が300万円以上		基準額 ×1.5	10,642円		
			基準額 ×1.7			

※第1段階には公費投入により、保険料の基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げる軽減を実施しています。

（平成30年5月末現在）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
25,590 (29.0%)	8,096 (9.2%)	7,787 (8.8%)	10,464 (11.8%)	6,396 (7.2%)	11,370 (12.9%)	11,099 (12.6%)	3,984 (4.5%)	3,520 (4.0%)	88,306 (100%)

※4・5月に資格取得した者を除く

(イ) 平成 29 年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特 別 徴 収	普 通 徴 収	滞納繰越分	合 計
調 定 額	4,490,688	565,511	120,984	5,177,183
収入済額	4,496,977	504,779	30,698	5,032,454
収 納 率	100.1%	89.3%	25.4%	97.2%

(ウ) 低所得者などに対する保険料の軽減等

- ・ 災害、失業、その他の理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予したり、減免が受けられる場合があります。
- ・ 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成 13 年度 (10 月)

内 容 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方について、条例に定める減額賦課を行う前の第 1 段階の保険料に軽減します。

イ 第 2 号保険料

第 2 号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

(5) 地域支援事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 要支援者等に対し、要支援状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を行うため、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護に相当するサービスのほか、生活援助のみの訪問サービスや、運動機能・口腔機能の向上を目的とした通所サービスを実施します。

平成 30 年度予算額 1,360,748 千円

イ 介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 高齢者に対して、転倒予防をはじめとする介護予防の知識の習得や運動実践を行う教室や介護予防地域センターを開催するほか、函館賛歌 de 若返り体操の普及、町会・老人クラブ等の団体に対する、介護予防に関する講話と実技の指導などを行います。

平成 30 年度予算額 39,654 千円

ウ 地域住民グループ支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域で介護予防に取り組むグループの支援を行うほか、市が養成した介護予防体操リーダーなどの地域のボランティアと連携して介護予防体操や交流を行う「地域型介護予防体操教室」や「地域まるごと元気アッププログラム教室」の実施等により、「住民主体の通いの場」の地域展開を推進します。

平成 30 年度予算額 11,388 千円

エ 介護支援ボランティアポイント事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ります。

平成 30 年度予算額 2,384 千円

オ 暮らしのサポーター養成事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 高齢者の生活支援の担い手や通いの場・サロン等が継続的に拡大していくような地域づくりと、高齢者の社会参加による介護予防とを同時に推進するため、地域における高齢者の生活支援や介護予防の活動に取り組むボランティア（暮らしのサポーター）を養成する研修を実施するとともに、当該研修の修了者が円滑に活動に取り組むことができるよう支援を行います。

平成 30 年度予算額 7,117 千円

カ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（健康づくり教室）

開始年度 平成 21 年度

内 容 健康づくりや介護予防をテーマにした講話や運動、健康づくりに関する活動、趣味活動やレクリエーション等の活動を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高め、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ります。

平成 30 年度予算額 4,092 千円

キ 地域リハビリテーション活動支援事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

平成 30 年度予算額 501 千円

ク 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域(10 圏域)に1か所ずつ「高齢者あんしん相談窓口地域包括支援センター」を設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・介護予防事業や予防給付に関する介護予防ケアマネジメント事業
- ・地域のネットワーク構築、高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談支援事業
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護事業
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように支援をする地域ケア会議推進事業

平成 30 年度予算額 304,154 千円

ケ 在宅医療・介護連携推進事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療と介護のサービスを一体的に提供する体制を構築するため、医療や介護の関係多職種で構成する協議会および部会・分科会を設置し、在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制や、サービスの提供体制について協議を進めるほか、平成 29 年 4 月に設置した医療・介護連携支援センターにおいて、それらの仕組み等を全市的に広げる取り組みを進めます。

平成 30 年度予算額 29,209 千円

コ 生活支援体制整備事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、ボランティアの養成やインフォーマルサービスの拡充、住民主体の介護予防に資する活動の支援等を行うため、地域におけるサービス資源やニーズの把握、事業者間の調整等を行う生活支援コーディネーターを市全域および日常生活圏域単位で配置するほか、当該コーディネーターや介護事業者等で構成する協議体を同じく設置し、生活支援・介護予防サービスの整備を進めます。

平成 30 年度予算額 45,618 千円

サ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に開放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加してもらうことにより心身の元気回復(リフレッシュ)を図ります。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 886 千円

シ 男性家族介護者交流事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

開催回数 2 回

平成 30 年度予算額 97 千円

ス 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービスを利用しなかった方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

平成 30 年度予算額 500 千円

セ 家族介護支援員

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者や認知症の人を在宅で介護している家族の悩み等を受け止め、介護負担を軽減するため訪問・電話・窓口等で相談支援を行います。

相談件数 1,030 件（平成 29 年度 延件数）

平成 30 年度予算額 391 千円

ソ 介護マーク配付事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 認知症等の人の家族が、駅のトイレで付き添うときなどに偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マーク名札を配付し、介護者を温かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

平成 30 年度予算額 100 千円

タ 家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 3，4 または 5」と認定された市民税非課税世帯の方を在宅（介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設以外の施設およびおむつの持ち込み可能な病院を含む）で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 5,000 円まで）を給付します。

平成 30 年度予算額 10,369 千円

チ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成8年度

内 容 地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、在宅のひとり暮らしの高齢者等または身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯に、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行うことにより、高齢者等の地域における自立した生活を支援します。

委託先 民間事業者4事業者

年 度	27	28	29
延利用食数	25,783	20,567	17,785

平成30年度予算額 8,793千円

ツ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成8年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう、生活援助員が生活相談、助言、安否の確認、各種情報の提供、緊急時の対応、一時的な疾病等の対応、関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地4号棟(40戸)

平成30年度予算額 2,828千円

(6) 認知症施策

ア 認知症介護予防普及啓発事業

開始年度 平成18年度

内 容 軽度認知障害(MCI)のスクリーニングテストを行うことにより、認知症予防の取組みの推進を図るほか、町会・老人クラブ等の団体に対して、認知症の予防や早期発見、早期診断等の認知症に関する講話を行います。

平成30年度予算額 3,170千円

イ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」

開始年度 平成9年度

内 容 徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的に連絡通報、保護体制のシステムを実施します。

保護状況

年 度	区 分	実 人 員	延 人 員
27		8	8
28		28	28
29		39	41

ウ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち，地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより，認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

区 分 年 度	実施回数	延人員
27	52	1,635
28	55	1,736
29	54	1,705

平成 30 年度予算額 247 千円

エ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で，一定の要件に該当する方に，市長申立てを行うほか，成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

年度/区分	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
27	1	0	3
28	0	1	3
29	3	3	9

平成 30 年度予算額 4,224 千円

オ 認知症地域支援ケア向上事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療および介護サービス等の関係機関との連携を図るための支援や，認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し，誰でも集える認知症カフェを開催するなどにより，認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

平成 30 年度予算額 6,561 千円

カ 認知症初期集中支援推進事業

開始年度 平成 30 年度

内 容 「認知症初期集中支援チーム（はこだてオレンジケアチーム）」を配置し、認知症専門医の指導のもと、保健師、介護支援専門員等の専門職が、認知症の人やその家族を訪問し、適切な医療や介護サービスにつなげるなどによる初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行うことで、認知症の方の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

平成 30 年度予算額 10,456 千円

キ 函館市成年後見センター

開始年度 平成 28 年度

内 容 急速な高齢化に伴い増加傾向にある認知症高齢者や、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度に関する相談から制度の利用に至るまでのワンストップの相談窓口として、業務を専門的・一元的に行うとともに、成年後見制度の新たな担い手である市民後見人の育成や活動を支援する専門機関として、さらに、新たな人材確保のための養成研修を開催し、成年後見制度の利用促進を図ります。

平成 30 年度予算額 18,400 千円

4 高齢者福祉サービスの推進

(1) 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課， 亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

椴法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

活動状況（平成29年度）

区分	生活援助員派遣		食の自立支援事業	
	相談	調査	相談	調査
高齢	33	-	37	-
亀田	5	-	32	-
戸井	2	-	-	-
恵山	2	-	-	-
椴法華	2	-	-	-
南茅部	-	-	-	-
計	44	-	69	-

区分	ショートステイ		緊急通報システム設置		家族介護用品給付等		リフォーム助成		養護老人ホーム入所	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	78	-	437	5	-	-	6	3	102	-
亀田	139	-	153	-	145	-	5	1	32	-
戸井	2	-	19	-	2	-	-	-	1	-
恵山	6	-	37	-	8	-	-	-	-	-
椴法華	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
南茅部	1	-	18	-	3	-	-	-	3	-
計	226	-	666	5	160	-	11	4	135	-

活動状況つづき（平成 29 年度）

区分	在宅介護相談		保健・医療 相談		除排雪		虐待対応	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	調査	相談	訪問
高齢	1,001	13	15	-	383	-	237	124
亀田	1,040	-	20	-	348	1	22	4
戸井	152	-	-	-	10	-	-	-
恵山	1	-	-	-	8	-	-	-
楳法華	14	-	-	-	8	-	-	-
南茅部	156	-	-	-	32	-	-	-
計	2,363	13	35	-	789	1	259	128

平成 30 年度予算額 403 千円
費用の負担 全額市費負担

区分	その他		合計	
	相談	調査	相談	調査
高齢	96	9	2,425	154
亀田	43	-	1,984	6
戸井	109	-	297	-
恵山	69	-	131	-
楳法華	8	-	36	-
南茅部	13	-	226	-
計	338	9	5,099	160

(2) 高齢者等在宅生活支援事業

ア 寝具乾燥サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者に対し、衛生管理のための寝具の乾燥等を行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 577 千円

費用の負担 全額市費負担

イ 東部地区外出支援サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 8,117 千円

費用の負担 全額市費負担

ウ 除排雪サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

委託先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター，函館建築板金事業協同組合
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 2,776 千円

費用の負担 全額市費負担

実施状況

区 分 / 年 度	27	28	29
寝 具 乾 燥	延 61 件	延 67 件	延 153 件
外 出 支 援	延 3,762 人	延 3,796 人	延 3,251 人
除 排 雪	延 1,283 件	延 765 件	延 2,265 件

(3) 高齢者生活援助員派遣事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的軽易な生活援助サービスを行います。

委託先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 30 年度予算額 104 千円

費用の負担 全額市費負担

実施状況

内 訳 / 年 度	27	28	29
寝具類等大物の洗濯	延 1 件	延 0 件	延 0 件
家周りの手入れ	延 44 件	延 34 件	延 31 件
家屋内の整理整頓	延 9 件	延 10 件	延 9 件
その他簡易な生活援助	延 0 件	延 2 件	延 0 件
計	延 54 件	延 46 件	延 40 件

(4) ショートステイ事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者を一時的に短期入所生活介護施設に入所させ、生活指導等のサービスを提供し、当該高齢者およびその家族の福祉の向上を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等 36 施設

平成 30 年度予算額 1,561 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度
内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配付し、万一の際の救急活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。
対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準じる世帯
平成 30 年度予算額 54 千円
費用の負担 全額市費負担
配付状況 17,367 本(平成 29 年度末現在)

(6) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

開始年度 平成 4 年度
内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより、日常生活における不安感を取り除き、安心して生活ができるようにします。
対 象 者 おおむね 65 歳以上の者で、次の条件のいずれかを満たす者。
ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方
イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
ウ ア、イの要件を満たさない 85 歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方
エ ひとり暮らし以外でも、ア、イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備 ・緊急通報 … 消防本部 ・相談通報 … 保健福祉部高齢福祉課

端末機の
整備状況

年 度	27	28	29
新規設置台数	211	161	187
年度末設置台数	1,894	1,721	1,665

平成 30 年度予算額 35,321 千円
費用の負担 全額市費負担

(7) いきいき住まいリフォーム助成事業

開始年度 平成 6 年度
内 容 身体機能が低下した高齢者や重度の身体障がい者などが、車イスや補装具等を使用して日常生活を送ることができるよう、住宅を改造(バリアフリー化)する費用の一部を助成します。(前年の所得税が課税されていない世帯が対象)
実施施設 玄関、廊下、浴室、便所、洗面所等の段差解消、手すり取付、ドアの取替等の部分的な改造工事 ※改造工事に要する費用の 3 分の 2、上限 50 万円
(ただし、介護保険制度や障害者福祉制度の助成額を減ずる。)

実施状況

年 度	27	28	29
利用件数	4	1	5

平成 30 年度予算額 2,080 千円
費用の負担 全額市費負担

(8) 在宅福祉ふれあい事業

開始年度 平成3年度

内 容 地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に補助し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいをもち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

実施主体 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

事業内容 ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業

町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等

イ ボランティア団体が行う福祉活動の支援に関する事業

ボランティア活動を実践している団体に対する援助

ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康、生きがいつくりの推進に関する事業
世代間交流活動等

エ 在宅福祉ふれあい事業の促進に関する事業

ボランティア等の育成、地域における福祉活動の普及・啓発等

補助率 対象経費の10分の9、10分の10

平成30年度予算額 44,191千円

(9) 生活支援ハウス運営事業

開始年度 平成13年度

内 容 独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援します。

施設数 2施設

平成30年度予算額 25,317千円

費用の負担 全額市費負担

(10) 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度 平成17年度 (※ 中核市移行により平成17年10月北海道から移管)

内 容 老人福祉の増進を図るため、函館市に所在する軽費老人ホームに対し、運営費の補助をします。

施設数 5施設

平成30年度予算額 139,765千円

費用の負担 全額市費負担

5 高齢者の生きがいつくりの推進

(1) 長寿祝状

開始年度 平成 24 年度（敬老祝金は平成 23 年度で廃止）
内 容 永年，社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うため，満 88 歳および満 100 歳を迎える市民に祝状を贈呈します。

平成 30 年度予算額 337 千円
費用の負担 全額市費負担

(2) 高齢者交通料金助成事業

開始年度 平成 30 年度（高齢者交通料金助成券は平成 29 年度で廃止）
内 容 70 歳以上の高齢者が，ICカード（nimoca）を使用して市電または函館バスに乗車した際，運賃の半額を電子マネーで還元します。
対 象 者 函館市に住所を有する満 70 歳以上の高齢者
（障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。）

平成 30 年度予算額 136,909 千円
費用の負担 全額市費負担

(3) 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度
内 容 旧恵山町，旧榎法華村および旧南茅部町地区において，所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより，高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については，各地区毎で異なります。なお，旧恵山町地区においては，障がい者，母子家庭の方への優待も行っています。

平成 30 年度予算額 8,809 千円
費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

(4) 老人クラブ運営費補助事業

開始年度 昭和 38 年度
内 容 高齢者の知識および経験を生かし，生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ，老後の生活を豊かなものにするとともに，明るい長寿社会づくりを目的に，老人クラブに運営費を補助します。

会員数の
状 況

区分 / 年度	27	28	29
クラブ数	116	114	113
会員数（人）	6,577	6,212	5,879

補 助 額 1 クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,300 円（平成 24 年度改正）
（平成 23 年度 均等割 10,000 円＋会員割 1,300 円）

平成 30 年度予算額 9,988 千円
費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

(5) 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。

平成 30 年度予算額 7,952 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

(6) 焼物教室開催事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 焼物教室を通して情操を高めるとともに、参加者相互の親睦を深めることを目的に開催します。

実施施設 特別養護老人ホーム函館共愛会愛泉寮

実施状況 開催期間：5 月～9 月（毎週 1 回）開催回数：16 回

年 度	26	27	28	29
受講者数（人）	55	48	46	38

平成 30 年度予算額 893 千円

費用の負担 全額市費負担

(7) 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和 41 年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9 月を中心とする約 1 か月間

会場：市役所 1 階市民ホール

出品参加者 971 人 出品数 606 点（平成 29 年度）

平成 30 年度予算額 3 千円

費用の負担 全額市費負担

(8) 老人福祉大会

開始年度 昭和 49 年度

内 容 多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛するとともに、その長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する関心と理解を深め、また、高齢者の生活向上の意欲を高めることを目的として開催します。

主 催 函館市老人クラブ連合会

主な行事 老人福祉功労者等の表彰および講演

参加者 約 400 名（平成 29 年度）

(9) 老人福祉センター

高齢者（60歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師や医師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人福祉センター	谷地頭老人福祉センター
所 在 地	湯川町1丁目7番26号	谷地頭町13番18号
種 別	A型	A型
敷地面積	2,500㎡	1,328.57㎡
建 物	ブロック造平屋建670.53㎡	鉄筋コンクリート造2階建958.86㎡
総工費	57,080千円	559,535千円
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和49年1月19日 平成11年8月1日移転改築
入浴設備	温泉を使用	温泉を使用
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時30分～午後4時30分
料 金	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	日曜日

区 分	美原老人福祉センター	総合福祉センター内老人福祉センター
所 在 地	美原1丁目29番19号	若松町33番6号
種 別	A型	B型
敷地面積	2,463.90㎡	総合福祉センター2階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	鉄骨造平屋建824.58㎡	
総工費	223,770千円	—
開設年月日	昭和56年4月8日	平成6年4月1日
入浴設備	沸かし湯	無
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時～午後5時
料 金	無 料	無 料
休 館 日	火曜日	月曜日

利用状況（続き）

年度	24		25	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	69,129 (60,896)	238 (209)	72,135 (65,454)	248 (225)
谷地頭	62,412 (60,203)	214 (206)	64,135 (62,614)	219 (214)
美原	66,669 (58,143)	228 (198)	62,530 (54,528)	213 (186)
総合福祉センター内	61,407	199	60,648	198
計	259,617 (179,242)	879 (613)	259,448 (182,596)	878 (625)
年度	26		27	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	69,888 (63,795)	240 (219)	68,661 (62,466)	235 (214)
谷地頭	77,323 (75,884)	264 (259)	86,072 (85,037)	294 (290)
美原	60,616 (52,099)	208 (178)	54,729 (47,714)	187 (163)
総合福祉センター内	58,419	190	56,972	185
計	266,246 (191,778)	902 (656)	266,434 (195,217)	901 (667)
年度	28		29	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	66,935 (62,010)	229 (212)	62,109 (58,144)	213 (200)
谷地頭	86,077 (85,199)	296 (293)	84,705 (84,046)	291 (289)
美原	50,954 (44,346)	175 (152)	48,447 (42,112)	166 (145)
総合福祉センター内	53,469	174	53,511	174
計	257,435 (191,555)	874 (657)	248,772 (184,302)	844 (634)

平成30年度予算額 100,223千円(総合福祉センター内老人福祉センターの経費は除く。)

費用の負担 全額市費負担

6 要援護高齢者対策の推進

(1) 養護老人ホーム

施設の目的 65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

(平成30年4月1日現在)

措置状況	区分	施設数	男	女	計
	市内施設	2か所	40人	219人	259人
	市外施設	13	17	55	72
	計	14	57	274	331

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），三杉荘（せたな町），静山荘（札幌市），緑風苑（旭川市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），門別長生園（日高町），祥風苑（岩手県大船渡市），第二光が丘ハウス（福井県越前町），潮見老人ホーム（東京都江東区），聖明園曙荘（東京都青梅市），豊寿園（千葉県船橋市）

平成30年度予算額 609,209千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 要援護高齢者等対策事業

開始年度 平成22年度

内 容 ア 函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会

司法関係者，学識経験者等各分野の専門家や医療関係，介護関係，警察等関係団体の代表者によって構成される会議を定期的（年2回程度）に開催し，高齢者虐待や障がい者虐待のほか，高齢者等の孤立死に関する情報交換，関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

イ 普及啓発活動

・講演会の開催・リーフレットの配付・パネル展の開催

平成30年度予算額 403千円

(3) 高齢者虐待への対応

内 容 高齢者虐待防止法に基づき，市の責務として関係機関と連携し，高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実 績 ○養護者による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	27	28	29
通報件数	78	79	97
虐待と判断	44	27	23
虐待ではない	14	3	12
判断に至らず	20	8	11

※調査が年度をまたぐ場合があるため，通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

※虐待判断は養護関係（高齢者を養護する方）にある方を対象とする

○養介護施設従事者等による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	27	28	29
通報件数	13	16	12
虐待と判断	4	2	5
虐待ではない	6	9	8
判断に至らず	4	2	1

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

(4) 高齢者見守りネットワーク事業

開始年度 平成20年度

内 容 高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう、地域住民と事業所、行政など関係機関が相互に連携・協力し、高齢者の見守り体制を構築するとともに、支援が必要な高齢者を早期に把握し、適切な支援につなげる。

実施状況 ①高齢者の実態把握

地域包括支援センターが介護保険サービス等を利用していない高齢者宅を訪問し実態把握を行うとともに、必要時、適切な支援につなげる。

- ・65歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成20～24年度）
- ・65歳以上高齢者のみ世帯を対象とした実態把握（平成25～28年度）
- ・75歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成29年度～）

②見守り協定の締結

事業の趣旨に賛同する民間事業者等と協定を締結し、通常の業務活動中に支援や保護を求められた場合、訪問先などで異変等を発見したときに市に通報していただき、市は関係機関と連携し適切な対応を行う。

- ・協定締結事業者数（平成30年3月31日現在） 18事業者